

震 災 対 策 編

(案)

日吉津村地域防災計画（震災対策編）

目 次

第 1 章 総 則		
節	表 題	頁
第 1 節	計画作成の目的	120
第 2 節	計画の構成	120
第 3 節	計画の基本方針	120
第 4 節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	120
第 5 節	計画の修正	121
第 6 節	計画の習熟	121
第 7 節	村民の責務	121
第 8 節	関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	121
第 9 節	日吉津村の地勢と既往の地震災害	122
第 10 節	被害想定	123
第 2 章 災害予防計画		
節	表 題	頁
第 1 節	通 則	126
第 2 節	地盤災害防止計画	126
第 3 節	地震水害予防計画	126
第 4 節	市街地等防災化計画	126
第 5 節	建造物災害予防計画	127
第 6 節	公共施設等の予防計画	127
第 7 節	津波災害予防計画	129
第 8 節	放射性物質及び原子力災害予防計画	131
第 9 節	消防計画	134
第 10 節	物資・資機材等整備計画	134
第 11 節	危険物等災害予防計画	134
第 12 節	避難所等整備計画	135
第 13 節	防災通信体制整備計画	136
第 14 節	地震防災訓練計画	136
第 15 節	避難対策の強化	137
第 16 節	避難行動要支援者対策の強化	137
第 17 節	自主防災組織の整備計画	137
第 18 節	ボランティア受入計画	137
第 19 節	防災知識普及計画	137
第 20 節	地震災害に関する調査研究	137

第 3 章 災害応急対策計画		
節	表 題	頁
第 1 節	組織計画	138
第 2 節	配備及び動員計画	138
第 3 節	通信情報計画	139
第 4 節	災害広報計画	139
第 5 節	避難計画	139
第 6 節	救出計画	140
第 7 節	消防防災ヘリコプター活用計画	140
第 8 節	生活必需物資供給計画	140
第 9 節	給水計画	140
第 10 節	入浴施設計画	140
第 11 節	宅地・建物の被災判定計画	140
第 12 節	応急仮設住宅計画	140
第 13 節	医療及び助産計画	140
第 14 節	防疫計画	140
第 15 節	清掃及び死亡獣畜処理計画	140
第 16 節	トイレ対策計画	140
第 17 節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画	141
第 18 節	障害物の除去計画	141
第 19 節	輸送計画	141
第 20 節	労務供給計画	141
第 21 節	文教対策計画	141
第 22 節	隣保互助、民間団体活用計画	141
第 23 節	ボランティアの受入計画	141
第 24 節	水防計画	141
第 25 節	自衛隊災害派遣要請計画	141
第 26 節	交通施設災害応急対策計画	141
第 27 節	機械資機材の整備計画	141
第 4 章 災害復旧計画		142

第1章 総 則

第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という）第42条の規定に基づき、村民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす**おそれ**のある地震災害に対処するため、村の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、**日吉津村の区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者**が処理すべき事務又は業務の**要綱**を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、村民の生命、**身体及び財産**を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、日吉津村防災会議が作成する「日吉津村地域防災計画」の「震災対策編」であり、この計画に定めのない事項については、「日吉津村地域防災計画」の「風水害等対策編」の定めるところによる。

第3節 計画の基本方針

この計画は、本村の自然的、社会的条件等を十分に勘案し、**地域の実情に即したものとするとともに、大規模広域災害等に関する経験と対策の積み重ね等により適宜見直しに取り組むものとする。**

また、この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的**かつ**計画的な震災対策の整備と推進を図るものであり、計画の**作成**及び推進にあたっては、下記に**掲げる事項**を基本とする。

- (1) 災害時の被害を最小化する「減災」の考えに基づく災害対策を推進する。
- (2) 「自らの安全は自らが守る」との観点から村民・事業所の役割を明示する。
- (3) 村、県、防災関係機関及び住民の**連携**を推進する。
- (4) 防災関係機関相互の協力体制を推進強化する。
- (5) 災害を最小限に食い止めるための予防対策、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な防災計画の確立を図る。
- (6) 各項目に関し、責任担当部署、必要な措置及び連携について明示する。
- (7) 女性及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の多様な視点を生かした対策の推進を図る。

具体的には、次に掲げる項目**に基づき、実施体制の整備及び対策の推進に努めるものとする。**

- ① 実施体制について、どちらか一方の性別に偏ることなく、両性の意見が十分反映できる構成とすること。
 - ② 意思決定、住民ニーズの把握などを行なう場合は、対象となる被災者についてどちらか一方の性別に偏ることなく、被災者の声、意見、要望など十分反映すること。
 - ③ 災害時の応急対策や避難所等での救援対策について、病気や障がいの有無、性別による違いなどを十分反映した対策とすること。
- (8) 関係法令を遵守した計画の策定、対策の実施を行う。

第4節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

この計画は、「鳥取県地域防災計画」及び「日吉津村総合計画」の諸施策と整合性を図りながら策定する。

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条にもとづく「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（平成30年3月策定）」は、本計画の指針の一つである。

第5節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

第6節 計画の習熟

防災関係各機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

第7節 村民の責務

災対法により、防災関係機関のみならず村民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

村民は、「自らの生命は自ら守る、自らの危険を察知して適切な行動をとる」(自助)「自分たちの地域は自分たちで守る」(共助)という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域を知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

1 日頃の備え

(1) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

(2) 家族でする防災

- ・ 家の中や周辺地域の中で、危険な所を確認しておく。(家屋、家具等の安全対策もしておく)
- ・ 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- ・ 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- ・ 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- ・ 3日分の食糧や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する)

(3) 地域で行う防災

- ・ 自主防災組織や消防団に参加する。
- ・ 防災訓練や研修会に参加する。

2 災害時の備え

(1) 家族で行う防災

- ・ 村、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- ・ 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- ・ 危険な場所に近づかない。
- ・ 危険が迫ってきたら、村長が発出する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。
- ・ 定められた場所に安全に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)

(2) 地域で行う防災

- ・ 初期消火や情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や村民の避難誘導をする。(特に避難行動要支援者に配慮する)
- ・ 異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

第8節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等対策編第1章第8節「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第9節 日吉津村の地勢と既住の地震災害

1 自然的条件

風水害等対策編第1章第9節「村の概況と災害の記録」を準用する。

2 社会的条件

風水害等対策編第1章第9節「村の概況と災害の記録」を準用する。

3 既住の地震とその被害

(1) 地震活動等

① 地震活動の状況

山陰海岸に沿う活動で、マグニチュード7以上の地震は古くは出雲地震（元慶4年（880年）、 $M=7.0$ ）があり、最近では浜田地震（明治5年（1872年）、 $M=7.1$ ）、北丹後地震（昭和2年（1927年）、 $M=7.3$ ）、鳥取地震（昭和18年（1943年）、 $M=7.2$ ）、鳥取西部地震（平成12年（2000年）、 $M=7.3$ ）が発生している。

中国地方を地形的な特徴から日本海側、脊梁山脈、瀬戸内海側と分けることができる。地震活動も又、地形に対応する特徴を示している。地震活動が活発な地域は日本海沿岸である。

しかし、丹後半島から島根半島に至る日本海沿岸と島根半島より西方の日本海沿岸では、地震の発生の様子が違う。前者には北丹後地震、鳥取地震などが発生している地震多発地域であるのに、後者は1872年の浜田地震が日本海海底に発生しているのみでその相違は著しい。日本海海底に発生している地震は、丹後半島沖の北丹後地震の延長部に見られる。そして、兵庫県から鳥取県の沖にも少ないが発生している。これらの地震は、今のところ小地震の大きさである。

脊梁山脈が連なる高地では一般に地震が少ない。中国地方で一番高い大山の西側は、後述する平成12年鳥取西部地震までは、地震活動の少ない空白地域であった。しかし、同じ第四紀の火山である三瓶山周辺は地震活動が活発である。そして、広島県北部にも地震の巣がある。三瓶山周辺が活発な理由は明らかではないが、地下の状態を示す温泉分布では、大山の山体内には温泉は少なく、外れて米子市の皆生温泉そして東側の関金温泉、三朝温泉があるのに対して、三瓶山には山体内に三瓶温泉（志学温泉）があり、周辺部にも池田温泉、千原温泉、出雲湯村温泉、湯抱温泉等がある。この地下の状態の相違が地震活動の差とも考えられる。

瀬戸内海側は内陸地震の活動は少なく、やや深い地震（フィリピン海プレート内の地震・深さ60km付近）が発生する。又、地震がばらつくのが特徴にもみえる。兵庫県福崎町から兵庫県の佐用町まで、西南日本内帯でも第一級の活断層である山崎断層に沿って地震の発生が見られる。

本県に発生した地震は、宝永の地震（宝永8年（1710年）、 $M=6.5$ ）、正徳の地震（正徳元年（1711年）、 $M=6$ ）から記録がある。昭和18年（1943年）3月4、5日に鳥取沖地震（ $M=6.2$ ）が発生し、約6か月後の9月10日に鳥取地震が発生した。そして、県の東部と中部地域に大きな被害を与えた。特に鳥取市は壊滅的な被害を受けた。

最近では、昭和58年（1983年）に鳥取県中部の地震（ $M=6.2$ ）が発生し、この地域の地震エネルギーは被害地震を起こすに十分の量があることを示した。本県西部地域では、地震予知特定観測地域「島根県東部」と隣接して地震活動が活発である。古くは米子城に被害をおよぼした地震が記録に見られる。明治以降でも、1904年、1914年の島根県東部の地震、1925年の美保湾の地震、1955年の根雨の地震が発生して、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市等に被害を与えている。美保湾の地震については、余震がほとんど内陸に発生していることと、この時代の観測精度から考えて震源が少し北へずれていると考えられ、日野郡、西伯郡に発生した内陸の活動域の地震と推定される。

ここで注目すべき点は、双子型、或いは連発型を示す発生パターンである。江戸時代の地震では、1710年（宝永8年）10月3日に $M=6.5$ の地震が起こり、約5か月半後の翌年の3月19日に、 $M=6.0$ の地震があった。1943年の地震は3月4日と5日にいずれも $M=6$ 以

上の地震があり、約半年後にM=7.2の鳥取地震が発生している。3月の活動は、鳥取市から東側に余震が集中的に発生し、9月の時では、主な余震は鳥取市から西側の地域、特に鳥取県中部に多く発生している。約40年後の1983年10月31日に鳥取県中部の地震(M=6.2)では約8km離れた所で約4分後にM=5.9の地震が発生している。西部地域でも、1955年の鳥取県西部の地震では同じ日に3つの地震が連発している。1989年(M=5.3、5.4)と1990年(M=5.1、5.2、5.1)と、鳥取県西部で約1年後に地震活動は活発化した。他に、1925年の但馬地震(M=6.8)と1927年の北丹後地震(M=7.3)が約1年と9か月の間隔で発生している。三瓶山周辺でも1977年(M=5.3)と約13か月後のM=6.1の地震が連発している。

【平成12年鳥取県西部地震】

鳥取県西部の西伯郡、日野郡、米子市、境港市及び島根県東部、岡山県北部に大きな被害を出している。しかし、亡くなった人、火災の発生がなく、激しく揺れたのに全壊家屋が少ないなどが、特筆すべきことである。鳥取県では平成12年7月に米子市で災害図上訓練を実施していたので、災害対応・対策が迅速・適切に実行された。

震度分布と被害の特徴

震度はその場所の揺れの強さを表すものである。今回の地震の主な震度を以下に示す。

震度 6強：日野町、境港市

6弱：旧西伯町、旧会見町、旧岸本町、日吉津村、旧淀江町、旧溝口町
江府町

5強：米子、新見、岡山哲多、落合、美甘、香川土庄

5弱：旧大山町、旧名和町、旧中山町、松江、東郷、岡山、玉野、福山、
徳島、観音寺、兵庫津名

4：鳥取、出雲、倉敷、広島、高松、松山、高知、大阪、神戸

震度の分布から、この地震の特徴が見えてくる。

- (1) 山間部の日野町と沿岸部の境港が「震度6強」を記録している。
- (2) 震度の大きな地域が岡山県から四国まで、南側に広がっている。
- (3) 松江、鳥取、出雲など、震源まで距離が近いのに震度が小さい。

被害は震度6の地域に集中している。マグニチュード7.3の大地震にしては被害が少ないのは発生時間が午後1時30分、震源が山間部で激震域も都市部でなかったことが原因のひとつである。被害の種類は、家屋の倒壊、山間部での斜面崩壊、落石などの地震動による被害と沿岸部での液状化現象による地盤災害がある。前者は、日野町黒坂、下榎地区、旧西伯町、旧溝口町などが大きな被害を出したが、地盤が比較的良かったために、全壊になるべきところが半壊になっていると推察される。しかし、山間部を走る道路、鉄道は大きな被害を受け、不通箇所が多く出た。境港市、米子市では液状化現象による都市型の被害が出ている。港湾岸壁の崩壊、マンホールの抜き上がり、電信柱の沈下などのほか、ライフラインの被害が随所に見られた。

(2) 地震災害の履歴

資料編第1章第9節第1表を参照。

第10節 被害想定

本計画の基本的な前提条件となる被害の想定については、以下に示すとおりである。

1 地震

(1) 地震の想定

平成12年鳥取県西部地震は、地震の規模(M=7.3)の割には、死者も火災の発生もないなど、被害が比較的になかった。本計画が想定する地震は、村内全域が震度6強の揺れを伴う直下型の地震と仮定し、このような地震が日吉津村を襲う最大級の地震と想定する。ただしこれは、最大級の地震を想定することにより、より万全な防災対策を図ることを目的としたもので、鳥取県地域防災計画(震災対策編)で想定する地震とは異なるものである。

本計画が想定する地震は、以下のとおりである。

想定項目	地震想定内容
震源	日吉津村日吉津(北緯35度26分24秒、東経133度22分52秒)
規模	マグニチュード 7.4 、震度 6強
地震発生季節・時刻	冬の午後7時(在宅率、火気使用率の高い時間帯)
震源の深さ	10km

(2) 被害の想定

この被害想定は、平成18年8月現在の内閣府「地震被害想定支援ツール」をもとに、前項の地震想定により、被害想定したものである。

平成21年8月にも内閣府「地震被害想定支援ツール」が公開されたが、対応地域が中部圏、近畿圏の2府7県のものであった。

想定項目	地震想定内容
倒壊危機	・木造建物全壊数 118棟(工場、事業所を除く)
	・非木造全壊数 1棟 計 119棟
人的被害	・死者数 7人
	・負傷者数 392人
	・罹災者 倒壊、出火、死傷者の分布に対応して多数
ライフライン被害	通信・交通・電気・水道等施設の機能被害が、全村的に発生する。

(備考)

- 被害想定により求められた結果は、過去の地震の被害から統計的に推測されたものである。そのため、建物や構造物に耐震化が進んだ地域においては、この結果より小さい値になる可能性がある。又、過去の震災の数が少ないため、データが極めて限られており、今後生じる震災被害を厳密に予測するというよりも、震災対策等を充実するため、概ねの手法で被害想定している。
- 地震による火災については、設定されていない。

2 津波の想定

(1) 設定条件

想定項目	地震想定内容
設定条件【ケース1】	平成30年3月 鳥取県地震防災調査研究委員会作成の津波 県独自モデルによる津波浸水想定
断層名	佐渡島北方沖断層
断層中心の位置	北緯40度30分78秒、東経138度72分87秒
断層上端の深さ	0km
規模	マグニチュード 8.16
津波高	4.9m
海面変動30cm到達時間	1時間53分

想定項目	地震想定内容
設定条件【ケース2】	平成26年 日本海における大規模地震に関する調査検討会 国による津波浸水想定
断層名	F55
断層位置	北緯35度75分69秒、東経134度41分38秒
	北緯35度65分30秒、東経133度65分80秒
断層上端の深さ	1.1km
規模	マグニチュード 7.48
津波高	1.4m
海面変動30cm到達時間	24分

(2) 津波浸水予測

ケース1については津波高も高く、日野川河口付近から海川新田にかけての海岸から約200～300mの幅で浸水することが予想される。

また、ケース2については津波高はケース1に比べて低いものの、海面変動30cm到達時間が24分と短いため、迅速な避難が求められる。浸水は海岸管理道までの範囲と予想される。

(3) 留意事項

この条件以外にも、国が行った断層によるモデル等があり、それぞれ影響の特徴が異なることに留意する。

また、被害想定は一定の条件下におけるシミュレーション結果であり、実際に発生した場合の影響と大きな差異が生じ得るものであることにも留意する。

第2章 災害予防計画

第1節 通則

本編の災害予防計画は、地震による被害を未然に防止するために、平素から防災に関する施設の整備、防災の思想の普及、防災訓練等の計画を立て、その実施を図ることを目的とする。

第2節 地盤災害防止計画

1 目的

この計画は、地震に伴う液状化に係る災害を未然に防止するため、村が危険地域の把握、災害防止対策に実施・指導を行うことを目的とする。

2 災害対策事業の実施

液状化対策事業等は被害範囲の広いエリアから実施し、地震災害による災害の未然防止を図るものとする。

3 地盤の液状化防止事業

地震に伴う地盤の液状化が予想される所では、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化の基礎知識等に関する村民への広報
- (3) 地盤改良又は建物基礎補強等の工法の実施

第3節 地震水害予防計画

1 目的

この計画は、地震に伴う水害への対策の推進を図るとともに、必要な事業又は施設の整備を行い、その被害を未然に防止することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、[風水害等対策編第2章第2節「風水害予防計画」](#)を準用する。

2 河川改修事業

本村に、水害を及ぼす恐れのある河川は、一級河川日野川と二級河川佐陀川であり、日野川は国土交通省、佐陀川は鳥取県が管理者であり、これまでも数回護岸の改修を行っている。

村は、災害の状況を考慮し、必要に応じ国土交通省及び鳥取県に河川改修の要望を行う。

3 重要水防区域等の周知

地震に伴う水害を防ぐため、重要水防区域等の周知に努める。

第4節 市街地等防災化計画

1 目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的に至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等について市街地等防災化を促進することにより、地震災害に強い村づくりを行い、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ、緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能を持つ施設である。これらを適切に配置し、避難路の確保、円滑な交通対策及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとする。

また、地震により道路に破損、亀裂等の被害があり、又は沿道の建物等の崩壊により交通不能となる例が考えられるため、迂回路の設定や、沿道の整備を図るものとする。

3 公園・緑地等の公共空地

市街地における緑とオープンスペースは、環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止のため防災上必要不可欠な施設であるため、市街地等の基盤施設として積極的にその整備を促進するものとする。

4 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防力が最大限発揮できるよう消防水利等の確保に努めるものとする。

第5節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 不燃性及び耐震耐火建築物の建築促進対策

地震には、建築物及び道路、橋梁並びに電気、水道等各施設の倒壊、破損等の第一次的被害にとどまらず、それに続く火災による第二次災害が更に被害を拡大させるという性格があり、建築物の不燃化と耐震化の促進が極めて重要である。

そのため、建築物の耐震不燃化を図ることによる得失と効果を広く村民に啓発するとともに、住宅・建築物の耐震化を総合的に進めるため、耐震改修促進計画を策定し、行政施策の強化と推進に努める。

3 既存建築物に関する対策

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体と協力して、建築物の防災に関する診断や広報等に努める。その他においては、風水害等対策編第2章第6節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

4 公共用建築物の火災予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、また、公共用建築物の職員及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、耐震調査を実施し改修していくものとし、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に村有の公共建築物にあっては、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

5 文教施設及び社会福祉施設等災害予防対策

風水害等対策編第2章第6節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

第6節 公共施設等の予防計画

1 目的

この計画は、道路、河川、下水道等各種公共施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な建造物である橋梁等が破損することは、震災時における村民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障が生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、国及び県に要請し、村道においては緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施するものとする。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。

このため、これら被害が想定される箇所に対し緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次対策工事を実施するものとする。

また、近接市町との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

(2) 橋梁の整備

「道路橋示方書Ⅴ耐震設計編（平成24年3月改訂版）」により橋梁の耐震点検を実施（若しくは県に要請）し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策工事を実施するものとする。また、橋梁の新設にあたっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋梁を建設するものとする。

3 海岸、河川

(1) 海岸

国土交通省所管海岸堤防のうち、老朽化等により施設の機能低下をきたしている箇所については、補修、補強等整備について県に要請する。

(2) 河川

日吉津村の重要水防区域のうち、河川断面の不足、堤防高不足の箇所の改修について、国土交通省と連携し、改築等整備の促進に努めるものとする。

4 下水道

下水道は、ライフラインの一役を担う重要な施設であり、特に下水道の被害は地域の環境を著しく損ねるほか、衛生的に重大事を招く恐れがある。このため被災時における情報収集体制、応急処置体制、復旧体制を確立するものとする。

(1) 情報収集体制の確立

被害状況を的確に把握するため、予め定められた組織体制により次の事項を重点に調査するものとする。

- ① マンホール、枡等の接続状況
- ② 管渠の堆積土砂の状況
- ③ 施設建物の被害状況
- ④ 管渠の接続及び沈下
- ⑤ 路盤沈下の状況

(2) 応急処置体制の確立

被災時には、施設及び管渠の被災状況に応じ復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者の確保を行い、村内関係者との連絡を密にし復旧作業の協力体制を確立する。

また、被害状況を防災行政無線、広報車等で地域住民等に広報するとともに、施設復旧までの協力を呼びかける。

(3) 復旧体制の確立

- ① 下水道施設の被害により汚水の疎通に支障をきたさないよう、被害に応じ必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じ、必要によっては、清掃班及び仮設トイレ等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

- ② 下水道施設の復旧は、その被害状況に応じ次の事項を基本にし、関係業者の資機材及び技術者の応援を得て、早期復旧を図る。
 - (7) 幹線管渠の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は、本復旧するものとする。
 - (4) 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

第7節 津波災害予防計画

1 目的

津波は、海底を震源地として、大地震が発生した場合に起こることが多い。津波は、海底地震の震源地、地震の規模、更に震源の深さと震源地の海底の深さ並びに海岸線の形態により、規模、来襲時間周期が異なる。

また、一般的に、地震の規模がマグニチュード6.3以上になると津波が発生し、マグニチュード7.75以上になると、波高が4メートル以上になるといわれている。これらの被害を未然に防止するとともに、後背地の安定を図るため、防波堤等の海岸保全施設の整備を促進し、かつ、非常時に村民が速やかに安全な場所に避難できるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 海岸保全施設の整備事業

本村の海岸線は、国土交通省による護岸工事が完了しているが、老朽化について再点検するとともに、防波堤の新設を積極的に県に要請していくものとする。

3 津波知識の啓発等

(1) 津波に関する知識の普及

- ① 村は、津波避難計画の策定や津波ハザードマップの作成に努め、あらゆる機会に津波に関する知識や初動対応方法の普及を図るものとする。
- ② 村は、海岸地帯の村民に対し、津波に関する知識の普及及び避難訓練等を実施して、津波災害の防止又は軽減を図るものとする。
- ③ 学校等を通じて、児童・生徒等に対し、津波に関する知識の普及を図るものとする。
- ④ 村民に避難場所を周知徹底するものとする。

(2) 津波に対する心得

- ① 強い地震を感じたら、すぐ海浜から離れる。
- ② 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ③ 地震を感じなくても、津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいる人は、すぐに避難する。又、周辺に気付かない人がいた場合は、呼びかけを行う。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や、磯釣りは、危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

4 強震時の措置

震度4以上の強い地震を感じた場合には、防災関係機関は次の措置を講ずるものとする。

(1) 海面監視

村は、直ちに職員を海岸に派遣し、海面を監視するものとする。海岸に派遣された職員は、逐次防災行政無線で海面の状況を村に報告し、急激な引き潮等、海面に異常が認められた場合には、直ちに村等にその旨を報告するものとする。

(2) 避難

- ① 村長は、海面に異常が認められた場合には、大阪管区气象台から、津波注意報・津波警報が発表されない時点でも、直ちに沿岸地区の村民に対して防災行政無線及び広報車により避難のための立退きを指示するものとする。又、海水浴客、釣り人、海辺の観光客、沿岸部の工事関係者等に対しては、広報車により行うものとする。なお、村長は避難を指示したときは、その旨を直ちに鳥取県西部広域行政管理組合消防局、米子警察署、県知事に連絡報告するものとする。

- ② 村長から避難の指示を受けた住民等は、直ちにとりあえず海岸から離れた安全な場所に避難（農道3号線以南へ避難）し、その後の村からの指示に従って行動するものとする。

5 要配慮者利用施設における体制整備

- (1) 村は、平時から社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。また、津波防災地域づくり法の規定に基づき指定された、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に係る警戒避難体制の整備を行うものとする。
 - (ア) 災害時の応援協定の締結
 - (イ) 福祉避難所としての指定
 - (ウ) 災害時の連絡経路及び支援体制の確立
 - (エ) 施設利用方法等を確認
- (2) 村は、県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備、資機材の整備、施設内職員の防災組織、緊急連絡体制の整備及び防災教育・訓練の充実に努めるものとする。
- (3) 村は、避難所予定施設のバリアフリー化の推進に努めるものとする。
- (4) 日吉津村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。なお、津波防災地域づくり法に基づく津波警戒区域内の要配慮者利用施設は、下表のとおりである。

【津波警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】

分 類	施 設 名	所 在 地	基準水位 (最大)
社会福祉施設	サンライズひえづ	日吉津村今吉202-1	0.3m
社会福祉施設	チューリップホーム	日吉津村今吉204-1	0.5m

6 津波注意報、津波警報発表時の措置

大阪管区气象台から津波注意報、又は、津波警報が発表され、ラジオ、テレビ放送・県及びN T T西日本大阪センター等からの通報等により、それを承知したときは、防災関係機関等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 村は直ちに、防災行政無線及び広報車により、津波の注意報又は、警報が発表されたこと、及び直ちに安全な場所に避難することが必要であることを沿岸地区の住民、海水浴客、釣り人、海辺の観光客、沿岸部の工事関係者等に広報するものとする。
- (2) 日吉津村消防団は、サイレン・警鐘・広報車により、釣り人、海辺の観光客、沿岸部の工事関係者を重点に広報し、村民の避難誘導を行うが、自らの安全確保を優先すること。実施に当たっては、別に定める日吉津村消防団「消防団活動・安全管理マニュアル～津波災害時～」によること。
- (3) 防災行政無線・サイレン・警鐘・広報車・ラジオ・テレビにより、津波の注意報・警報が発表されたことを知った村民等は、直ちにとりあえず、安全な場所に避難するものとする。

7 津波予報等

- (1) 大阪管区气象台が発表する津波予報の種類

予報の種類		解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津 波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報		高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

- 注) ① 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- ② 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- ③ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 鳥取気象台が発表する地震及び津波に関する情報並びに解説資料

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	震度3以上が観測されている地域を発表する。
	震源震度に関する情報	震度3以上或いは震度2以下でも津波予報を発表した地震について、震源要素と震度3以上が観測された地域の震度を発表する他、大きな揺れが観測された市町村及び震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無も併せて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素と震度1以上が観測された地点を発表する他、震度5弱以上が観測されていると考えられるが何らかの理由で震度情報を入手していない市町村を発表する。 また、津波予報の有無も併せて発表する。
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	鳥取県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表する他、震源要素も併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	境検潮所における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する他、鳥取県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	境検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表する他、震源要素も併せて発表する。
	その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。

第8節 放射性物質及び原子力災害予防計画

1 総 則

(1) 計画の目的

本村は、中国電力株式会社(島根原子力発電所)から約36km(村役場庁舎)の位置にある。

原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、拡散した場合には、村民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が村民の生命又は身体に影響を及ぼす恐れがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、村民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、原子力災害(島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害)に関し、予防計画、応急計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、村民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な村民生活を確保することを目的とする。

(2) 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針(平成25年6月改定)」(以下、「原子力災害対策指針」という。)を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域(原子力施設から概ね30km圏(以下UPZという。))が定められたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築の上、島根県地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正しており、本村においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

(3) 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県と隣接する島根県に、島根原子力発電所が所在しており、本村(役場庁舎)からは約36kmの距離に位置している。

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)においては、原子力災害対策指針のUPZの考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね30kmとなっている。

本村においては、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:原子力施設から概ね半径5km圏)やUPZには含まれていない。

島根原子力発電所から概ね30km圏(UPZ)内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域並びに米子市の一部(概ね30km圏内で米子市地域防災計画に定める区域)となっている。

① 施設等の概要

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片句654-1		
発電機出力及び原子炉型式	2号機	82万KW	沸とう水型軽水炉

② 今後の予定

現在3号機の増設が計画されており、平成17年12月に着工されている。

(増設計画概要)

名称	島根原子力発電所3号機
設置場所	島根県松江市鹿島町片句654-1
敷地面積	約192万平方メートル
出力	137.3万KW
原子炉の型式	改良型沸とう水型軽水炉(ABWR)
燃料の種類	低濃縮ウラン
冷却水量	毎秒95万立方メートル
取水方式	深層取水
放水方式	水中放水
建設工程	着手 平成12年9月(電源開発調整審議会上程 平成12年8月) 着工 平成17年12月

また、2号機において、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料)の利用が計画されている。

(プルサーマル計画概要)

項 目	島根原子力発電所 2 号機
設置場所	平成18年10月23日
定格電力出力	8 2 . 0 万 KW
燃料集合体の数	5 6 0 体 うちMOX燃料の数(最大) 228体 MOX燃料の重量割合 約 1/3以下
MOX燃料	プルトニウム含有率(ペレット) 10w t %以下 核分裂性プルトニウム富化度(ペレット) 6w t %以下 (燃料集合体平均ウラン235濃縮度 約3.0w t %相当以下) 燃料集合体最高燃焼度 40,000MWd / t

※ 1 MWのエネルギーを 1 日 (d) 出し続けた場合のエネルギーを 1 MWd / t と表す。

2 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに村民の健康の保護及不安の軽減を図るために、村及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

(1) 防災体制の整備

① 通信連絡体制の整備

村は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、村民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における村防災行政無線、CATV及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

② 防災訓練等の実施

村及び県は、緊急時通信連絡訓練、村民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

(2) 防災知識の普及等

① 放射線に関する知識の普及

村は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

(ア) 放射性物質及び放射線の特性に関すること

(イ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

(ウ) その他必要と認める事項に関すること

② 原子力災害に関する防災知識の普及

(ア) 防災広報

村は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

A) 全国の原子力発電の稼働、休止等の概要に関すること

B) 原子力災害とその特性に関すること

C) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

D) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

E) その他必要と認める事項に関すること

(イ) 防災教育

村及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

③ 村民相談体制の整備

村は、村民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県及び関係機関と連携し体制整備を図る。

④ 放射線量等の監視

島根県松江市鹿島町に所在する島根原子力発電所は、日吉津村から見て西北西に位置しており、2基の原子炉が設置されている。(1号機は平成27年4月30日に廃炉決定。)

日吉津村から島根原子力発電所までの距離は約36kmであり、防災指針にいうUPZ外となっている。

しかし、原子力災害発生時には、気象条件により本村への放射性物質の飛散が懸念されるため、役場庁舎に鳥取県が設置した環境放射線モニタリングシステム表示局や村所有のサーベイメータにより放射線量等の監視を行う。

第9節 消防計画

1 目的

この計画は、地震火災に際して、消防施設及び人員を活用して、村民の生命、身体及び財産を被害から保護するとともに、地震による二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、[風水害等対策編第2章第8節「消防計画」](#)を準用する。

2 地震火災の特徴と計画方針

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるからである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の遮絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努めるものとする。

3 消防団の活動計画

震災時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団員に対する火災発生への伝達は、サイレン、防災行政無線、警鐘及び電話等によって行う。
- (2) 火災出動は、風水害等対策編に定めるところにより平常出動又は非常出動に区分し、状況に応じて行う。
- (3) 消防団員のみでは対処できないときは、応援協定に基づいて隣接市町に応援を要請する。
ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。
- (4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- (5) 対処不可能な大火災となったときは、村長は知事に対して自衛隊の出動を要請する。
なお、緊急の場合は、村長が自衛隊に災害の状況を通知し、事後知事に報告する。また、大規模災害発生時は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局と緊急消防援助隊の出動要請について協議する。

第10節 物資・資機材等整備計画

[風水害等対策編第2章第10節「物資・資機材等整備計画」](#)を準用する。

第11節 危険物等災害予防計画

[風水害等対策編第2章第12節「危険物等災害予防計画」](#)を準用する。

第 1 2 節 避難所等整備計画

1 目 的

この計画は、地震に伴う建物倒壊や出火、延焼等による被害が生じたとき、及び火災や津波等から村民を守るため、安全かつ迅速な避難誘導等が行えるよう、避難所等の整備を推進することを目的とする。

2 避難所等の整備

各地域の実情に即した避難所、避難路等の整備を推進するものとする。なお、避難所予定施設のバリアフリー化及び避難路のスロープ化等の整備に努めるものとする。

(1) 避難所等の選定

次の事項を考慮して、避難所等の選定に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所については、災対法第 4 9 条の 4 及び第 4 9 条の 7 に基づき、村長が防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し指定することとなっている。本村における指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所は、資料編第 3 章第 6 節第 1 表のとおりである。

① 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。

② 津波に対する安全性

沿岸部及び河川の下流域にあつては、津波による危険性を考慮し、農道 3 号線以南の地域であること。

③ 公共性

避難所は、何時でも、容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

④ 生活必需品等の供給能力

避難所には、長時間滞在することが予想されるので、食糧、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

(2) 避難路の指定・確保

避難活動にあたって困難な事態が予想されるので、避難路を指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

3 避難の計画の整備

村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう次の事項に留意し、予め避難の計画を定めておくものとする。

(1) 村

① 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

② 避難所等の名称、所在地

③ 避難所等への経路（避難路）及び誘導方法

④ その他必要な事項

(2) 防災上重要な施設の管理者

学校、病院、工場その他防災上重要な施設の管理者は、予め避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

4 避難に関する広報

村は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から村民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 避難所の所在等

① 避難所の名称及び所在位置

② 避難所への経路（避難路）

(2) 避難方法等

- ① 避難の勧告又は伝達方法
- ② 避難収容後の心得

5 避難予定場所となる施設管理者との事前協議

本部長(村長)は、避難予定場所として指定した施設の管理者と利用方法、連絡体制について、事前に協議し、災害対応が円滑に行われるようにしておくものとする。

6 避難協力体制の整備

避難にあたっては、特に次の点に留意し、集落、ボランティア、事務所防災組織等に協力を要請し、避難体制の整備に努める。

- (1) 避難所運営を円滑に行うため、施設管理者や地域住民等を交え、予め災害時の対応のあり方を検討しておく。
- (2) 高齢者、障がい者等に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、住民の協力が得られるよう努める。
- (3) 観光客、外国人等地理に不案内な者に対する避難誘導方法を検討する。

第13節 防災通信体制整備計画

1 目的

この計画は、地震時に防災通信網を所管する機関が、施設・設備等の耐震性強化等災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信を確保することを目的とする。

2 村における防災通信体制の整備

無線を利用した通信網を確保するため、無線保有機関は、次の点に留意して通信網の整備に努めるものとする。

- (1) 耐震性の強化
情報通信施設について、耐震性強化等に努めるものとする。
- (2) 伝送路の強化
通信機能を確保するため、ルートの多重化等に努めるものとする。
- (3) 装置、資機材の充実
予備電源の確保等、資機材の充実整備に努めるものとする。
- (4) 定期点検の実施
施設、装置の定期的な点検を実施するものとする。
- (5) 庁内電話や携帯電話の災害時優先登録等
庁内電話や携帯電話(公用)の災害時優先登録等の把握に努め、未登録の機器については速やかに登録するものとする。また、衛星携帯電話等災害に強い通信手段の確保を検討し、災害時の確実な通信手段の確保に努める。
- (6) 防災訓練の実施
通信施設の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保に努めるものとする。

第14節 地震防災訓練計画

1 目的

風水害等対策編第2章第14節「防災訓練計画」を準用するが、震災対策として、次の訓練を実施及び検討し、訓練への導入を図るものとする。

2 津波訓練

村民の津波に対する知識の普及と警戒体制等の万全を期するため、各防災関係機関をはじめ地域住民等の協力を得て、津波発生時における情報伝達、避難等の訓練を実施するものとする。

3 自衛隊の派遣要請に係る通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかに情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

本部長（村長）、副本部長（総務課長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

第15節 避難対策の強化

風水害等対策編第2章第15節「避難対策の強化」を準用する。

第16節 避難行動要支援者対策の強化

風水害等対策編第2章第16節「避難行動要支援者の避難支援体制の整備」を準用する。

第17節 自主防災組織の整備計画

風水害等対策編第2章第17節「自主防災組織の整備計画」を準用する。

第18節 ボランティア受入計画

風水害等対策編第2章第18節「ボランティア受入計画」を準用する。

第19節 防災知識普及計画

風水害等対策編第2章第19節「防災知識普及計画」を準用する。

第20節 地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・ガス・水道等の高密度化、生活習慣の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。従って、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、村及び防災関係機関は、協力して次の事項について、各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- (1) 地盤の構造、活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 津波の遡上
- (4) 消防水利等の状況
- (5) 危険物等大量可燃物施設の状況
- (6) 電気・ガス等の状況
- (7) その他必要な事項
 - ① 地震時の交通障害等に関する事項
 - ② 建造物の不燃化・耐震化に関する事項
 - ③ 地盤の液状化に関する事項

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

風水害等対策編第3章第1節「組織計画」を準用するが、災害対策本部の設置に関し、次のとおり定める。

- 1 災害対策本部の設置及び廃止の基準は、風水害等対策編に定めるとおりとする。
- 2 本部長（村長）並びに副本部長（総務課長）が発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は総務課長補佐とし、総務課長補佐不在の場合は、その場における最高責任者とする。

第2節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、地震の発生時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

ただし、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第2節「配備及び動員計画」の定めるところによるものとする。危険地域の把握、災害防止対策に実施・指導を行うことを目的とする。

2 配備計画

地震が発生した場合、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

本部体制	種別	配 備 基 準	配 備 内 容
災害警戒本部	第1配備	1. 震度4の地震が発生したとき。 2. その他、村長が必要と認めたとき。	1. 関係各課においては、地震情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2. 関係各課においては、第2配備に対する準備を行うものとする。
災害対策本部	第2配備	1. 震度5弱の地震が発生したとき。 2. その他、村長が必要と認めたとき。	1. 災害応急対策の実施に関係する各課においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ、防災活動に従事するものとする。 2. 関係各課においては、第3配備に対する準備を行うものとする。
	第3配備	1. 震度5強以上の地震が発生したとき。 2. その他、村長が必要と認めたとき。	1. 本部組織に従い、各実施対策部は、防災活動に従事するものとする。

3 勤務時間外における職員の参集基準

地震が発生した場合の動員は、原則として前項の配備基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度4以上の地震が発生し、参集の要否が不明である場合は、防災連絡責任者からの連絡がなくとも、次のフロー図に従って行動するものとする。

順位 ↓	1	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
	2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
	3	参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集出来ない職員は、最寄りの本村機関に参集のうえ、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
	4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
	5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各対策部長に報告する。 (2) 各対策部長(又は次席者)は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
	6	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。※
	7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動態勢を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- ① 被害状況調査
- ② 地震等情報調査
- ③ 関係機関等への情報伝達
- ④ 防災用資機材の調達・手配
- ⑤ 広報車、防災行政無線等による村民への情報伝達
- ⑥ 支援物資調達準備計画
- ⑦ 災害対策本部の設置
- ⑧ 安全な避難場所への誘導
- ⑨ 救護所の設置
- ⑩ 広域応援要請の検討

第3節 通信情報計画

風水害等対策編第3章第3節「通信情報計画」を準用する。

第4節 災害広報計画

風水害等対策編第3章第4節「災害広報・広聴計画」に定めるとおりとするが、大規模な災害になるほど村民への情報提供が困難になるので、村はインターネットの利用等通信網の整備を図り、使用しえるあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

第5節 避難計画

風水害等対策編第3章第6節「避難計画」を準用する。

第6節 救出計画

風水害等対策編第3章第7節「救出・救助計画」を準用する。

第7節 消防防災ヘリコプター活用計画

風水害等対策編第3章第8節「消防防災ヘリコプター活用計画」を準用する。

第8節 生活必需物資供給計画

風水害等対策編第3章第9節「食糧供給計画」及び風水害等対策編第3章第10節「衣料生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、避難所における食糧並びに生活必需品の供給について、次のとおり定める。

大規模な地震の発生により、避難所を開設した場合の食糧及び生活必需物資の供給は次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段階 \ 物資	食 糧	生活必需物資
第1段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布(季節を考慮したもの)
第2段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第3段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第9節 給水計画

風水害等対策編第3章第11節「給水計画」を準用する。

第10節 入浴施設計画

風水害等対策編第3章第12節「入浴施設計画」を準用する。

第11節 宅地・建物の被災判定計画

風水害等対策編第3章第13節「宅地・建物の被災判定計画」を準用する。

第12節 応急仮設住宅計画

風水害等対策編第3章第14節「応急仮設住宅計画」を準用する。

第13節 医療及び助産計画

風水害等対策編第3章第15節「医療及び助産計画」を準用する。

第14節 防疫計画

風水害等対策編第3章第16節「防疫計画」を準用する。

第15節 清掃及び死亡獣畜処理計画

風水害等対策編第3章第17節「清掃及び死亡獣畜処理計画」を準用する。

第16節 トイレ対策計画

風水害等対策編第3章第18節「トイレ対策計画」を準用する。

第 1 7 節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

風水害等対策編第 3 章第 1 9 節「搜索、遺体の処理及び埋葬計画」を準用する。

第 1 8 節 障害物の除去計画

風水害等対策編第 3 章第 2 0 節「障害物の除去計画」を準用する。

第 1 9 節 輸送計画

風水害等対策編第 3 章第 2 1 節「輸送計画」を準用する。

第 2 0 節 労務供給計画

風水害等対策編第 3 章第 2 2 節「労務供給計画」を準用する。

第 2 1 節 文教対策計画

風水害等対策編第 3 章第 2 3 節「文教対策計画」を準用する。

第 2 2 節 隣保互助、民間団体活用計画

風水害等対策編第 3 章第 2 4 節「隣保互助、民間団体活用計画」を準用する。

第 2 3 節 ボランティアの受入計画

風水害等対策編第 3 章第 2 5 節「ボランティアの受入計画」を準用する。

第 2 4 節 水防計画

風水害等対策編第 3 章第 2 6 節「水防計画」を準用する。

第 2 5 節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編第 3 章第 2 7 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第 2 6 節 交通施設災害応急対策計画

風水害等対策編第 3 章第 2 8 節「交通施設災害応急対策計画」を準用する。

第 2 7 節 機械資機材の整備計画

風水害等対策編第 3 章第 2 9 節「機械資機材の整備計画」を準用する。

第4章 災害復旧計画

風水害等対策編第4章「災害復旧計画」を準用する。